

令和7年1月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
1月31日	2月6日	<p>市内に散乱するゴミについて よく利用する道路の脇や干本浜海岸、愛鷹周辺の道路や林の中などに不法に投棄されたゴミ(コンビニやスーパーの袋、プラスチックゴミなど)が捨てられているのが、良く見受けられます。車で走っていても良く目立ちます。きれいな街作りのためにも、何とかしたいと思いますが、個人の方では限界があり、行政の力に頼るしかありません。是非、不法投棄されたゴミの回収を頻度を高めて実施して頂きたいと思えます。また、啓蒙活動も大切ですので、市を挙げての清掃事業(クリーン作戦など)を拡大させて頂きたいと思えます。捨てる人が悪いのですが、ゴミが落ちている状況をいつまでも放置していると、ここはゴミを捨てても良いんだという雰囲気醸し出してしまいますので、是非よろしくお願ひしたいです。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。 本市では、まちの美観を保全し、良好な生活環境を確保することを目的とした、「沼津市まちをきれいにする条例」を制定し、ポイ捨て等の行為を禁止しております。その条例に基づき、市内各自治会から推薦された環境美化指導員と連携して、環境美化推進の啓発活動を行うとともに、ポイ捨て・不法投棄が多く見られる場所には防止看板の設置等を行っているところですが、ポイ捨て・不法投棄がなくなる現状がありません。</p> <p>このようなポイ捨て・不法投棄に対して、本市ではパトロールを毎日実施し、不法に投棄されたごみの回収を行っております。なお、悪質性が強く疑われる不法投棄を発見した場合は、警察への通報を行っております。</p> <p>また、本市では11月の第2日曜日からの1週間を市内一斉クリーン週間と定め、ホームページ・広報ぬまづ・市公式SNS等、様々な媒体による周知を行い、多くの事業所・団体・学校等の皆さまに清掃活動の御協力をいただいております。今後も、新規参加団体の募集及び継続参加団体の維持等により、多くの皆さまが参画した活動となるよう努めてまいります。</p> <p>市民一人一人のモラルを持った行動が、公共の場所でのごみの抑制と生活環境の保全につながることから、引き続き様々な機会を捉えて周知・啓発に努めるなど、環境美化意識の向上に取り組んでまいります。</p>	環境政策課

令和6年12月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月9日	12月25日	<p>岡宮地区の臭害について 4月に引越してきましたが、ほぼ毎日臭害に悩まされています。 インター近くの養豚場が原因とのことですが、長年放置されてきたのはなぜなのでしょう？ 住宅地として住環境は大変良いエリアだと感じていましたが、臭害のため魅力は落ちています。現在、1年足らずですが引越しても検討しているほどです。 洗濯物が外に干せない、夏場に窓を開けると臭いが室内に充満する、北側の窓に接するカーテンに臭い移りをするなど、実害が出ております。 幸いまだ健康被害は出ておりませんが、鼻を突く堆肥臭は耐え難いものがあります。近隣のスーパーやレストランでも、一部店内に臭いが入り込む様子も散見されます。 この臭害における市としての対応及び今後の見通しについてお聞かせいただきたく存じます。</p>	<p>市内の臭気につきましては、主に都市計画法に基づく用途地域によって、規制基準が設けられており、規制基準を超える事業者に対しては、臭気対策についての指導を行っておりますが、岡宮地区の臭気につきましては、規制基準を下回っています。 一方で、これまで「市民の声」などご意見もいただいていることから、臭気対策についての助言を行っているところです。 畜産農業の性質上、臭気の発生そのものを避けられない中で、本市では、先進市の事例を参考に、臭気対策事業(脱臭・消臭装置の設置等)を実施する畜産農家に対し、本年度から補助金を交付する制度を新設し、畜産農家への支援を進めております。 今後も、市としては、様々な対策を講じることで臭気による周辺環境への影響を軽減できるよう、先進事例の調査研究を進めるとともに、県等の関係機関とも連携して粘り強く臭気問題改善に努めてまいります。</p>	環境政策課 農林農地課
12月9日	12月20日	<p>自治会脱退後のごみ出しについて 私は6年ほど前に自治会を脱退したが、脱退年度分の月割り自治費等を返してもらえておらず、そのことについて、令和6年12月7日に現在の〇〇自治会長と話した。その中で、「脱退した者はごみを出すことはできない。最高裁の判例が出ている。」と自治会長が言っていたが、本当なのか。脱退当時の自治会長は、「脱退してもごみ出しは自由にできる」と言っていた。また、当時、市役所に確認したところ、「脱退してもごみ出しは自由にできる。条例で決まっている。」と言っていた。現自治会長が言っていることと矛盾していないか。 〇〇自治会では現在、自治会を脱退した者は千円を払えばごみ出しできることとなっている。このことは、以前、ごみ出しは無償で自由にできると言っていたことと矛盾していないか。また、その一方で、私には、無償で自由にごみ出ししてもよいと言う。矛盾していないか。 私は、自治会を脱退しても、ごみ出しは無償で自由にできるものと認識しているが、どうなのか。 千円を払わなかった場合、ごみ出しできないのか。その場合、ごみはどうすればよいのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ごみ集積所につきましては、沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、ごみ集積場所の管理は使用者が行うものとしており、実際にはその多くが自治会により管理されています。そのため、その使用に係るルール等については、各自治会に委ねられております。 市としては、自治会未加入者によるごみ集積場所の使用の可否につきましては、話し合いの結果、住民関係に影響を及ぼすことなく解決されることが望ましいと考えております。 そのため、ごみ集積場所の使用に際しては、まず自治会の役割や意義について説明を行い、ご理解いただいた上で自治会への加入を促すこと、そしてそのことが難しい場合は、ごみ集積場所の維持管理に必要な応分の負担をいただくといった条件を提示した上で、使用について話し合いをされるよう、市内の各自治会にも文書にてご案内しているところです。 私どもから当該自治会の会長に連絡しましたところ、〇〇様とは引き続き話し合いをしていきたいとのご意向を確認させていただきました。 つきましては、同じ地域に住む皆様が互いに理解しあい、地域活動を推進されることが重要と考えますので、〇〇様におかれましては、ぜひその趣旨をご理解の上、ごみ出しにつきまして話し合いをされますようお願い申し上げます。</p>	地域自治課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月11日	12月23日	<p>ビーチクリーンのポイント制度導入について 私たちボランティアグループ ビューティフルアースでは、干本浜より西側の小諏訪海岸で月2回ゴミ拾いをしています。やってもやってもきりが無く、増えるゴミに頭を抱えています。参加者が減少しているのが現状で、そこで市政に協力を求めたいのですが、ポイントorスタンプを集めて、例えばゴミを1袋拾った方へ1ポイントor1スタンプを差し上げ(1袋に対し10円)、10袋拾った場合100円です。1日にもらえるポイントorスタンプは、限度が2ポイントないし2スタンプまで(20円)。</p> <p>暇を持て余している老人や市民の方々にご参加いただけたらと思います。</p> <p>これらを導入していただき、未来の子供達へ沼津の綺麗な海岸へ架け橋を繋げたら幸いです。</p> <p>どうぞ、よろしくお願い致します。</p>	<p>日頃から本市の海岸美化にご尽力いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本市の海岸は、地理的条件により台風や大雨の度に、遠洋や河川上流域から大量のゴミや流草木が漂着し、ご意見にもありますとおり全てのゴミ等を除去しきれない状況となっております。市の海岸美化の取組といたしましては、シルバー人材センターに委託し年間を通じた清掃を行うとともに、海岸愛護月間の7月には自治会の皆様にご協力いただき、全市海岸の一斉清掃活動を行っております。</p> <p>また、市民活動といたしましては、ビューティフルアース様をはじめとするボランティアの皆様による住みよい沼津をつくる市民運動実践活動等により、日常的に海岸清掃を行っていただいております。</p> <p>ご提言いただきました、清掃活動に対するポイント制度の導入は、ボランティア活動により多くの市民の皆様に参加いただくための仕掛けとして有効なものであるものと考えますので、市役所内の市民協働や環境関係の部署、海岸の管理を担っている静岡県とも連携し、先進事例等を調査研究してまいります。</p>	水産海浜課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
12月12日	12月26日	<p>ごみ集積場所への防犯カメラ設置・市職員のメンタルケア研修について ■町内のごみ収集場所の防犯カメラ設置案</p> <p>処分するのにお金がかかるゴミ(テレビなど)の、不法投棄対策です。 推測ですが、その町内に住んでいない人が捨てている可能性もあります。</p> <p>全箇所を設置では莫大な費用がかかるので、町内会の会長にその旨を伝え、希望された町内に設置というのはいかがでしょうか？</p> <p>■市職員のメンタルケア</p> <p>市民からのご意見、ご要望、そしてクレームに対応された職員の中には、心を疲弊することもしばしばあると思います。 市民の中には「税金から給与をもらっているから当然だろう」という、心ない言葉を浴びせる市民もいると思います。 言葉から受けた心への傷は、ときに前触れなく思いだし、その人を不快な状態にさせます。</p> <p>身体的な疲労(病気やケガをしたときなど)の対策は、これまでの知識や経験でどうすればいいのかわかる人はいますが、心的な疲労は、専門的な授業や教育を受けたことがない人が圧倒的に多いと思います。 人によっては、心が疲れていることに気づいていない人もいます。 心が疲れていると良い仕事はできませんし、その人の生活にも支障が出てくるはずですよ。</p> <p>沼津市が良い・悪い、住みやすい・住みにくいとは関係なしに、沼津市が成り立っているのは、市職員のみなさんのおかげであることは間違いありません。</p> <p>以上のことから、年に1、2回、定期的に市職員の希望される人へ、メンタルケアの研修のようなものをしてはいかがでしょうか？ 当然ながら、税金を使用して行うことを提案します。</p> <p>職員の方々が健康だから、沼津市が健康なのです。</p>	<p>■町内のごみ収集場所への防犯カメラ設置について</p> <p>日頃より本市の一般廃棄物処理行政に対しまして、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>各町内のごみ集積場所にルールが守られず排出されるごみについては、そのごみ自体に違反を警告する赤色のシール貼付や、集積場所周辺に看板や張り紙等を設置し、排出者に対し持ち帰るよう促しております。</p> <p>また、町内以外の人からの排出に関しては、集積場所への看板等の掲示により注意喚起を促し、町内以外の人々が排出できない旨を警告しております。</p> <p>看板については、市で様々な種類を用意し、希望する自治会に対し、無料で希望枚数を配布しておりますので、ご活用いただければと思います。</p> <p>集積場所は使用者である各自治会において管理し、清潔を保つこととされており、ご提案の防犯カメラの設置は、設置の可否や費用負担、また運用方法等について、各自治会の判断となります。このような考え方から、自治会の判断により防犯カメラを設置している集積場所もあります。</p> <p>なお、防犯カメラに限らず、違反ごみから排出者が特定された場合には、市で個々に指導しており、悪質な排出者に対しては、警察とも連携し対応しております。</p> <p>よろしくご理解のほどお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(クリーンセンター管理課)</p> <p>■市職員のメンタルケア研修について</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では、平成28年度から全職員に対し専門家によるストレスチェックを、また、令和3年度から職員向けのメンタルヘルス研修をそれぞれ実施しております。</p> <p>さらに、医務室の看護師や医療機関の医師によるメンタルヘルス相談の受付体制を整えております。</p> <p>ご指摘いただきましたように、職員が円滑に公務を執行していく上で、心の健康維持は重要でありますので、今後も必要な取組を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>	<p>クリーンセンター管理課</p>

令和6年10月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
10月7日	10月17日	<p>受動喫煙・野良猫の多頭飼育について いつも大変お世話になっております。自宅近辺で受動喫煙されている方について、何か対策ができないかと思いご連絡いたしました。</p> <p>・〇〇町にある〇〇さんのすぐ〇隣のお宅の男性が周辺の道路を歩きながら喫煙されているのを度々見かけます。自宅玄関前で喫煙するならまだ分かりませんが、歩きながらされると煙が流れて大変迷惑です。</p> <p>受動喫煙禁止区域外のため、声かけ等は難しいのでしょうか。また、その方は野良猫を多数飼育しているようで、猫が近隣のお宅に侵入したり車道に飛び出したりする事があるのでこちらも迷惑です。</p> <p>・以前別の方からもご意見があった、〇〇公園の遊具近くで喫煙されている高齢の方が現在も変わらずいらっしゃいます。トイレ近くに喫煙禁止の看板はありますが、その方がいつも座っているテーブル近くには看板がありません。公園とは万人が隔てなく使えるものだと承知はしていますが、遊具があれば子供が多く利用する方と考える方が大半かと思っておりますのでご配慮いただけたらと思います。</p>	<p>日頃より沼津市の行政施策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。</p> <p>本市の路上喫煙につきましては、「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」に基づき、歩きたばこ等による身体又は財産上の被害の防止と、清潔で快適な空間の保全を図ることを目的に、多くの人が訪れ滞留する場所である沼津駅周辺において重点規制区域を定め路上喫煙を規制しております。ご指摘いただいた方につきましては、路上喫煙重点規制区域外での喫煙ではありますが、マナー等への協力をお願いしました。また、野良猫につきましては、地域猫への餌やりルール等、周辺の生活環境への配慮を併せて要請しました。</p> <p>〇〇公園の喫煙につきましては、今回のご指摘を受けて直ちに公園を巡回し、喫煙者に対して周辺に非喫煙者がいる際や風の向きで遊具周辺に煙草の煙が行く恐れがあるときは、喫煙を控えるよう指導を行いました。</p> <p>また、以前別の方からご意見をいただいた際に、ご指摘のテーブル付近に受動喫煙防止の看板を設置いたしました。また、より近い位置に看板を移設し、さらなる注意喚起を図ってまいります。</p> <p>今後も定期的に巡回を行い、受動喫煙が誘発されそうな際には指導を行うなど、快適で利用しやすい公園づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	環境政策課 緑地公園課

令和6年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月5日	7月18日	<p>ゼロカーボンシティ沼津の実現について 環境課さま</p> <p>最近暑くなってきて、体育館と文化センターの駐車場に止めてある車のアイドリングが目立ちます。工事関係の車や社用車が長時間エンジンかけっぱなしで止まっています。ゼロカーボンシティ沼津として、アイドリングストップを呼び掛ける看板や張り紙をお願いします。</p> <p>ついでですが、海の街沼津として、市役所は海洋マイクロプラスチック問題にどう取り組んでいますか？</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>ご指摘いただいた、総合体育館と市民文化センターの駐車場管理について、アイドリングストップを促す表示を北側緑地内に数か所設置しておりますが、駐車場内各所に看板等を増設することとし、利用者へのさらなる周知に努めてまいります。</p> <p>次に、海洋マイクロプラスチック問題についてですが、沼津の海岸には市域内外からさまざまな物が漂着しております。そのような中、マイクロプラスチックにより、沼津の海や海洋生態系、漁業への影響が懸念されることから、既存の清掃活動を推進・支援するとともに、漁業関連の発泡スチロール製のごみについて漁業者等へのヒアリングを実施するなど、実態把握・調査に努めているところで、</p> <p>今後におきましても、既存の清掃活動を継続するとともに、各関係団体に普及啓発を図ってまいります。</p>	資産活用課 水産海浜課
7月22日	7月31日	<p>岡宮地区の悪臭について 岡宮在住の者です。</p> <p>過去の市民の声を拝見し、岡宮地区周辺での悪臭についての苦情が複数寄せられていること、また行政による指導などによる改善の効果が思うように出ていないという現状について意見と提案があり、投稿いたしました。</p> <p>悪臭については、特に北寄りの風が吹きやすい冬期に頻度が高いと感じております。</p> <p>沼津市内の畜産農家以外にも長泉インター付近の畜産関係施設なども原因ではないかと推測されます。</p> <p>カーテンなどの設置の指導など行われているようですが、根本的な解決には至らないと思います。</p> <p>そこで排泄物の臭気を和らげるデオマジックなどの市販されている商品を行政側から支給、噴霧装置などの設置、という対策はできないでしょうか。</p> <p>飼料高騰など、物価高の情勢下で畜産農家にさらなる自己負担を求める対策は酷であり、農家自ら対策を行うことはできないと思います。行政側から支給するのが現実的です。</p> <p>前述の商品を活用した例は湖西市などでありました。</p> <p>悪臭の低減は、沼津の玄関口の一つである高速道インター付近の環境、印象の改善になり、交流人口、定住人口の増加に寄与するものと考えられます。</p> <p>このような、人・まち・自然の調和は沼津市の総合計画の内容とも合致し、沼津市全体の公益にかなう対策だと思っております。</p> <p>隣接する長泉町と共に、まずは実証実験でも構いませんので速やかに対策をお願いしたいと思います。</p> <p>沼津や近隣の名産を作る畜産業を守りつつ、住環境や沼津のイメージアップのためにも是非ともよろしく願います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本市の北の玄関口に位置する当地区については、総合計画において北部地域拠点に位置付け、良好な住環境の整備等に取り組んできた結果、人口の増加が図られるとともに、商業・業務施設の立地が進んできており、今後のまちづくりにおいて、悪臭問題は市として積極的に取り組まなければならない案件と捉えております。</p> <p>そのような中、本市では、先進市の事例を参考に、本年度から畜産経営によって生じる臭気対策を実施する畜産農家に対し補助金を交付する制度を新設し、現在、事業者において、畜舎の臭気を軽減する次亜塩素酸水を利用した脱臭装置設置の準備を進めているところです。</p> <p>畜産に伴う臭気をすべて排除する抜本的な対策が困難な中で、様々な手法によりさらなる対策を講じることで臭気による周辺環境への影響を軽減することができるよう、先進事例の調査研究を進めるとともに、県等の関連機関と連携して粘り強く悪臭問題改善に努めてまいります。</p>	農林農地課 環境政策課

令和6年5月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
5月22日	5月28日	<p>外来種や野良猫について ニュースで度々「外来種(ミドリガメやアメリカザリガニなど)が生態系を破壊している」、「外来植物は繁殖力が強くて有毒」、「野良猫が野生動物を沢山殺している」といった話題を目にします。 近所を散歩すれば道のあちこちに外来種のケシが大量に生え、川を覗けばミドリガメとコイ(錦鯉までもいる!)にゴミばかり、千本松原では所々に野良猫達がいて彼らが狩猟本能のまま殺して放置した鳥や小動物、ロードキルされた猫の死骸が転がり、果ては〇〇を名乗る人達が「シェルター」と主張するガラクタやスクラップの山に野良猫を住まわせて餌やって愛でて帰るだけで「野良猫のまま放置」してばかり……環境問題が騒がれているにもかかわらず、何一つ解決できそうにない現状が見てて気分が悪いです。 どうか、こうした「身近な環境問題の話題」にもっと真面目に取り組んで欲しいです。 外来種以上に野良猫について新しい取り組みをやって欲しいです。野良猫は捨てられた猫の子孫です。野外にいただけで生態系に影響を与え続けまし、野良猫自身も雨風や猛暑といった気候や交通事故等の危険にさらされています。 別に「外来種や野良猫をすべて駆除しろ」とまでは言いません。せめて生け捕りにした外来種や野良猫を屋外の自然環境から隔離(保護)できるような場所を用意して欲しいです。流石にそのために野山を開発するのは本末転倒なので、可能な限り長いこと使われてない施設や空き家等を改修したりしてほしいです。入場料はとらずに好きな時にいつでも来れて猫や亀やコイと愛でたり餌をあげたりとふれあえるようにすればよいと思います。 すぐにやってくれとは言いませんが、どうか私の要望を読んで今後の外来種、野良猫問題についてよく考えて欲しいです。</p>	<p>沼津市では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する補助金制度などの野良猫対策や、生物分布調査による外来生物の生息状況の把握などの生物多様性の保全に取り組んでおります。 現状では野良猫や外来生物を保護するシェルターなどを沼津市が設置することは考えておりませんが、いただきましたご意見につきましては、関係法令を所管している静岡県と情報共有させていただきますとともに、今後も引き続き、東部保健所などの関係機関と連携して、人と動物が共生する社会を目指した取組と生物多様性の保全に向けた取組を推進してまいります。</p>	環境政策課

令和6年2月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
2月2日	2月16日	<p>ゴミ問題について 自治会ごとにゴミ捨て場を決め、沼津方式でのゴミの分別が出来るよう、各自治会に分別の確認を任せているかと思えます。 先日の事故でもあったとおり、自治会によっては、ゴミ当番なるものが存在し、どんな家庭の状況であろうとも病氣や障がいを持っていようと、人手が足りないため無理にでもゴミの当番を行わなくてはなりません そのために動けない人はお金を払って他の代理の人をお願いする… やらない人は悪く、やるのは当たり前。 市民の中には辛い思いをして、それでも沼津方式を守るために目を光らせ、気のおけないネットワーク関係が出来ているのも事実です。</p> <p>ゴミの問題について沼津市として一市民の視線に立ち真剣に考えて下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会で自らゴミの出せる世帯は減ります。家族や親戚は、高齢者の自治会へ出向き捨てに行かなくては行けませんか？ また出せない方はどうしますか？ ・狭いゴミ捨て場ではなく分別が一目でわかるゆとりを持ったゴミ捨て場の用意は難しいですか？ ・自治会任せにしても、すでに、各自治会の手も減っており殺伐とするばかりです。1度各自治会の実態を調査してほしいです。 <p>先日、殺伐としたコミニティーに参加し、何のためのコミニティーで、これからどうなっていくんだろう…と、ゴミの問題を期に感じた為、市民の声として挙げさせていただきました。 高齢社会の進む中、どうか沼津市としてのお考えと方向性を教えて下さい。</p>	<p>市ではごみの排出における市民の皆様の利便性の向上を図ることを目的に、高齢者(70歳以上)のみの世帯及び家事援助を受けている障がい者のみの世帯を対象に、大型家具等の粗大ごみを戸別収集するサービスを実施しております。 また、燃やすごみや、プラスチック製容器包装等のごみ出しが困難な世帯については、沼津市社会福祉協議会が実施している「ちよいてつサービス」の利用をご案内しております。このサービスは、日常生活を送る上でのちょっとした困りごとを抱える家庭に、お手伝いしてくれる方(ちよいてつさん)が入って活動し、困りごとを抱えていた人(おねがいさん)が少額の謝礼を払うというものです。そのほか介護ヘルパーを依頼している世帯においては、ヘルパーさんにごみ出しの協力をお願いしているケースもあると伺っております。</p> <p>分別が一目でわかるゆとりを持ったごみ集積場所については、現在、世界的に循環型社会の実現が求められる中、リサイクル可能なものは、できる限りリサイクルすることが重要となっております。このため、多くの自治体では、分別収集を実施しており、沼津市においても循環型社会の実現に向け、資源ごみの排出には、市民の皆さまに協力いただき、正しい分別により集積所に排出していただいております。</p> <p>ごみ集積場所の設置については、各自治会において住民の意見などにより選定していただき、クリーンセンター収集課が設置の許可をしております。広いスペースのごみ集積場所があれば、資源ごみを排出する市民の皆様もより分別がし易くなるものと考えます。一方で、必要とされる広いスペースが自治会によっては存在せず、なかなか適地が見つからない現状がございます。また、住民の利便性や近隣の方の集積所設置に対する意向などもあり、やむを得ず、現在の集積場所となっているケースもあると認識しております。</p> <p>自治会の担い手不足といった自治会の実態については、それぞれの地区での会合などでお話を伺っているところです。 そのため、市では自治会運営に関する講座の開催や市から自治会に選出していただいている委員数の見直しなど、住民の皆様がより参加しやすい自治会となるよう支援や見直しを行ってきたところです。 今後も引き続き各自治会の皆様の声に耳を傾け、より参加しやすい組織づくりに向けて努めてまいります。</p>	クリーンセンター 収集課 地域自治課

令和5年12月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月4日	12月22日	<p>沼津インター付近の悪臭について 過去に多くの声が挙げられていますが、本当に臭いが酷いです。 窓なんて開けたら臭くて吐き気が出る事もあります。 調査しているとの事ですが、岡宮付近の臭気指数を教えてください。</p> <p>悪臭防止法に該当しないのでしょうか？</p> <p>事業者が対応すべきなのは重々承知のうえですが、目に見える改善を感じません。</p> <p>回答頂きたいのは前文に記載しておりますが、</p> <p>(1)岡宮付近の臭気指数 (2)悪臭防止法の該当有無について</p> <p>この2点のみお返事頂きたいです。</p>	<p>(1)市内の臭気指数につきましては、主に都市計画法に基づく用途地域によって規制基準が分かれており、発生源となる事業所の敷地境界における規制基準となります。 岡宮地区は、異なる用途地域が混在している地区となりますが、岡宮地区及びその周辺の畜産事業所は全て「市街化調整区域で標高50mを超えた場所」の区域に所在し、その臭気指数は21となっております。</p> <p>(2)悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物がすべて規制の対象となっているため、畜産事業所を含め、全ての事業所が規制対象に該当します。岡宮地区の畜産事業所につきましては、継続的に臭気測定を実施しております。規制基準を超過した場合には、その都度、事業所への改善指導を行っております。</p> <p>臭気測定結果 令和3年11月1日 10:42 測定結果29(規制基準値21) 令和3年11月1日 20:13 測定結果18(規制基準値21) 令和4年2月2日 10:30 測定結果17(規制基準値21) 令和4年12月6日 10:51 測定結果16(規制基準値21) 令和4年12月6日 21:08 測定結果12(規制基準値21)</p>	環境政策課
12月12日	12月22日	<p>ごみ焼却 国内には沸点の低い媒体を使って地熱発電をしている自治体があります。あまり高くない温度の温泉でも発電できるなら、ごみの焼却時の熱で水を温めて沸点の低い媒体で発電できるのではと思います。ごみの焼却で発電できれば、化石燃料による発電を少しでも減らせると思います。そういう技術があるか、ごみで発電している自治体はあるか。なければ国が開発を進めればいいのと思います。</p>	<p>ごみの焼却熱により発電を行う技術について回答いたします。 近年、ごみの焼却で発生した熱により、高温高圧蒸気を発生させ、その蒸気を用いてタービン発電機を稼働させることにより発電を行う技術につきましては、ごみ焼却施設を整備する多くの自治体で採用されております。 このため、本市で計画を進めている新焼却施設につきましても、他の自治体と同様に、ごみ焼却時の熱を利用した発電技術を導入する予定であるとともに、発電した電気につきましては、施設内外の電源に利用するほか、沼津市内の公共施設への供給を検討するなど、ごみ焼却時のエネルギーの有効活用に積極的に取り組んでまいります。</p>	新中間処理施設整備室

令和5年11月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月2日	11月14日	<p>電気自動車用充電インフラの整備について 市が保有している施設や、観光、商業施設等で、EV用の充電器の設置されている施設が皆無であると思われます。目的地充電を充実させれば観光目的で市内に来られるEVユーザーへのアピールになります。特に関東方面から来られる方々にとって、沼津市内に充電設備が充実していれば非常に便利なると思います。今後、EVシフトが進むと考えると早期に充電設備を充実させれば非常に有利なると思います。公共性が高いので市が推進役となり是非とも充電インフラ先進地域を目指していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、現在EVの充電設備が設置されている市の施設は「道の駅くら戸田」のみです。民間の施設では、「ららぽーと沼津」や、一部ホテルの駐車場、沼津郵便局、自動車販売店、駿河湾沼津SAなど、およそ30カ所に設置されている状況でございます。 経済産業省の資料によりますと、2022年の日本でのEV・PHVの新車販売台数は9万台で、新車販売台数の2.2%となっております。 充電設備の整備につきましては、EV車両の普及とバランスよく進めていくことが重要であることから、今後のEVの普及状況やニーズを把握するなかで、公共施設への充電設備の整備を検討していきたいと考えています。</p>	環境政策課
11月10日	11月21日	<p>路上喫煙 第四小学校プール側の階段を上った河川の土手(ベンチ付近)で、たびたび複数の男性が喫煙しているのを見かけます。(スーツの方、作業着の方等)学校も近くにあり、健康の為、ウォーキングをしていますが、タバコくさいです。沼津市路上喫煙重点規制区域等に狩野川河川敷を入れていただく等なんらかの検討をいただけると助かります。</p>	<p>日頃より沼津市の行政施策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。 本市の路上喫煙重点規制区域につきましては、「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」に基づき、歩きタバコ等による身体又は財産上の被害の防止と、清潔で快適な空間の保全を図ることを目的に、多くの方が訪れ滞留する場所である沼津駅周辺において路上喫煙を規制しております。 ご指摘いただいた区域につきましては、沼津駅周辺に比べ人の流れが少なく、路上喫煙重点規制区域を拡大する予定はございませんが、受動喫煙に対する関心が高まっていることや、吸い殻のポイ捨てのリスクも高まる可能性があることから、マナーアップの呼びかけなどの取組により、環境改善に努めてまいりますので、何卒ご理解くださるようお願いいたします。</p>	環境政策課

令和5年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月24日	8月7日	<p>岡一色の夜間の悪臭を改善してください</p> <p>—背景— 岡一色在住です。 夜間になると、糞尿のような異臭を室内外で感じます。1番の問題は屋内の異臭です。窓を閉めていても通気口や換気扇、玄関ポストの隙間から臭いが侵入してきます。夕飯や寝ている時に糞尿の臭いがします。糞尿を香りながら食事なんてできるわけがありません。</p> <p>—要望— 悪臭への対策と、その進捗を公表してください。具体的には以下3点です。</p> <p>1 迅速に新しい対策を実施してください。 以前より苦情として挙げられていること、畜産業への対策を取られていることは承知です。しかし、ご存知の通り効果は出ていません。早急に次に取り組んでください。 2 効果がなかった対策を公表するのではなく、次に何の対策をするのかを公表してください。 公表しているのであればリンク先を教えてください。公表しないのであればなぜ公表しないのかを教えてください。 3 最低でも屋内には異臭を入れないような対策を早急に公表ないし実施してください。 脱臭機を全家庭に配布するでも、脱臭フィルターを通気口に取り付けるでも構いません。畜産業への改善が見込めない以上、住民の暮らしを改善するという視点から効果のある対策を正式に示してください。今は示せる対策がないのであれば、いつ頃までには示せるのか期限を設け、その期限を公表してください。調査、研究、連携しているのであれば期限は立てられますよね。</p> <p>市が真摯に舵を切ってくれないと解決しません。まずは最低限、対策している姿勢を目に見える形で示してください。結果のみを見れば、本当に対策を講じているのだろうか、と市への不信感を抱いております。 よろしくお願いします。</p>	<p>岡一色地区の悪臭につきましては、これまでも、市民のみなさまからご意見をいただいております。市では、臭気測定を実施するとともに、事業者に対して継続して改善を求めています。 事業者から発生する悪臭については、事業者が発生源として対策すべきものと考えており、市としては、悪臭対策に関する他市町の事例をもとに、より効果的な対策を検討するための情報を提供することや国の補助制度等の調査研究を進めることを通じて、事業者に対し、指導してまいります。</p>	環境政策課

令和5年6月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月12日	6月27日	<p>動物専用の焼却炉を設置してほしい 全2件 道路上で、猫が轢かれていたのを見てしまい、何度かクリーンセンターに連絡をしたことがあります。</p> <p>今回、轢かれたばかりの子猫だったため、道路上に置いたままに出来ず、収集課までお届けしたところ、沼津市は動物の死体をゴミと一緒に焼却していることを知りました。</p> <p>倫理観というか正直、すごくショックでした。 三島市も富士市も専属の焼却炉があるそうです。</p> <p>焼却炉を新しくするそうですが、動物専用の炉をきちんと用意してもらいたいです。 よろしくお願いします。</p>	<p>この度は小動物の亡骸の搬入にご協力をいただきありがとうございました。</p> <p>小動物専用焼却炉につきましては、現在、沼津市内では複数の民間事業者が動物火葬業を営んでいることもあり、市として新たに小動物専用焼却炉を建設する予定はありません。 そのため、ペットの火葬、供養につきましては、民間の動物霊園等をご案内しております。 本市のように小動物専用焼却炉を持たない自治体では、飼い主のいない又は飼い主がわからない動物(猫を含め他の動物についても)を市が処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物と同様の取り扱いになることをご理解ください。</p> <p>また、交通事故で死亡する猫等が少しでも減少するよう、動物の適切な飼養や、飼い主のいない猫を減らすための地域猫活動の普及にも努めてまいります。</p>	環境政策課

令和5年5月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
5月8日	5月23日	<p>5/8からの松の殺虫剤散布 この度の沼津市千本、港、我入道エリアでのマツグリーン(ネオニコチノイド)の空中散布の中止を求めます。 人体や動植物にとって有害なマツグリーン液剤(ネオニコチノイド/アセタミプリド)を、住宅地、公園などに、無差別に散布することが、周知されないまま行われることを知り、行政への強い不信感を覚えました。 実際、千本常盤町の住民の方は、町内会での回覧だけでは、空中散布の日程から危険性まで承知していませんでした。 近く行われる自治会での議題としてもらいます。 この件について市の担当課につないでいただき、お話をしました。「業者の予約をして実行が決まったものは止められない」「少量だから安全」という説明には、納得がいくものではありません。 市民が、住民が気づかないうちに実行してしまうという意図を感じました。 近隣の人間だけでなく、庭の草花、家庭菜園、ペットや小さな子供などにも、薬剤の空中散布による被害を想定することなく計画を進められていることに恐怖を覚えます。 松の殺虫と人々の健康と、どちらが大事でしょうか？ 欧州では広く使用禁止とされている薬剤。町内には欧州の国から移住されている方がおり、この薬剤散布について知られているとは思えません。市が徹底した周知をしないならば、気づいたものが行動するしかありません。 有害事例として、群馬県で散布が実施された後、前橋市や高崎市の市民から、胸の痛み、不整脈、頭痛などで病院を受診する人が多くでたとのこと。このため、市の「環境病患者会」が散布中止を求める要望書を県に提出し、住宅地での散布は中止したという経緯があります。 参考とした文献をみつけましたので、ご確認の上、速やかに空中散布の中止の検討をお願いいたします。</p> <p>参考文献:「ネオニコチノイドのヒトへの影響(The human health effect of neoniconoid insecticide)」(東京女子医科大学東医療センター麻酔科 平久美子 / 青山内科小児科医院 青山美子)</p>	<p>千本松原等の松くい虫駆除剤散布につきましては、松を松くい虫から守る有効な手段であるため、毎年5月及び6月に地上散布にて実施しております。 散布に使用している駆除剤に含まれるアセタミプリドは、ご指摘のとおりアメリカの一部の州やフランス等で使用禁止とされておりますが、日本においては動物試験によって許容摂取量の範囲においては安全性が認められております。また、駆除剤につきましては、農業取締法で使用が認められている登録農薬を、登録時に定められた使用基準に基づき実施しております。 散布にあたっては静岡県防除実施基準に基づき、散布時間を、夜中から朝にかけての間にする他、散布中は、危険防止のため警備員を2名配置し散布区域内への立入りをご遠慮いただくこと及び風向きを考慮し、民家の方へ薬剤が行かないようにするなど、沿線の皆様にご迷惑が掛からないように最大限注意を払っております。 今後におきましても、薬剤散布に関する国や関係機関の情報収集に努め、市民の皆様にはわかりやすい周知に努めるとともに、安全管理に関しましても十分配慮しながら実施していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	農林農地課
5月25日	6月13日	<p>悪臭について 全2件 岡一色在住です。この一帯の悪臭について、どうして改善がなされないのか市民が納得できる説明をきちんとしてください。掲載されている分の過去の市民の声を読みましたが、それに対する返答は指導助言していきますとか臭気測定を行っているとか対策を講じますなどと、毎回同じことばかりが書かれています。これになんの意味がありますか？私たちはそれらしい言葉を羅列した文章を求めているのではありません。この状況の良い変化を求めています。私たちが生きていく上で必要な事業なのだとは理解します。ですが、市民に不快な思いをさせていることは正しいことですか？この悪臭の発生無しには、その事業は成り立たないのですか？もっと簡潔に、内容のある回答と結果を出してください。何年も前から何度も何度もいろんな人が訴えられているのに、何も変わらない。何のための市民の声ですか？</p>	<p>岡宮地区の悪臭につきましては、これまでも「市民の声」をはじめ、多くの市民のみならずからご意見をいただいております。市では、事業者に対して継続して改善を求め、事業者においても、浄化槽管理の専門業者への委託化、堆肥舎へのカーテンの設置、堆肥の攪拌作業の見直しなどの臭気対策を行っておりますが、周辺環境への影響の大幅な改善に至っていないのが実情です。</p> <p>畜産農業の性質上、臭気の発生そのものを避けられない中で、悪臭対策に関する他市町の事例や、国の補助制度等の調査研究を進めるとともに、県等の関係機関と連携しながら、事業者が実施する悪臭対策を支援してまいります。</p>	環境政策課